



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Anti trust

カルテル案件に対する近時の EU 加盟国における競争法の執行状況
[European Law Enforcement Against Conspiracies-Recent Trends](#)

近年、加盟国間にわたる国際カルテル案件に対する欧州委員会による法執行の件数及び制裁の金額は若干の減少傾向にあります。他方で、加盟国各国が国内カルテル案件に対して行う法執行の件数及び制裁の金額は、著しい増加傾向にあります。特に、この傾向は主要な加盟国において顕著です。欧州委員会による法執行の件数の減少は、各加盟国による法執行が強化されていることの裏返しであるとも言えます。EU におけるカルテル案件に対する執行は、全体として今後も強化されることが見込まれます。また、欧州委員会はその関心を国際カルテルにより集中し、米国その他の国の執行当局と連携して国際カルテルに対する法執行を強化するものと考えられます。本コメンタリーは、特に留意すべき国として、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン及び英国における近時のカルテル案件に対する執行状況の概要をお伝えしています。

EU 加盟国において事業を行うにあたっては、競争法違反に対して、欧州委員会のみならず各加盟国の当局からも厳しい制裁が課される可能性があることについて、十分留意する必要があります。

Corp.

ブレグジット、英国でのデータ保護及び一般データ保護規則への影響
[Brexit: Implications for Data Protection and the General Data Protection Regulation in the UK](#)

ブレグジットは、英国でのデータ保護政策にも大きな影響を与えます。今般、一般データ保護規則 (GDPR) の成立により、加盟国に同一ルールが適用され、非 EU 企業にも適用範囲が広がります。具体的には、データ主体にデータコントロール権が認められ、また多額の罰金が規定される等、EU のデータ保護ルールが大きく変化します。GDPR の適用は 2018 年 5 月 25 日から開始されます。各企業は、GDPR への対策が必要となりますが、それと共に、ブレグジットの影響も考慮する必要があります。

データ保護指令及び GDPR は、EU から「適切な」データ保護ルールのある国以外への個人データの移転を禁止しています。英国はブレグジット後は、理論的には独自の個人データ保護ルールを制定することができますが、EEA 域外移転の厳格な規制のため、英国としては、ブレグジット後も、GDPR と同程度の措置を採用することに対する強いインセンティブがあると考えられ、EU のデータ保護に関するルールの影響を強く受けることが予想されます。

General

米国のキューバに対する制裁緩和が新たなビジネスの機会をもたらす

[Beyond Rum and Cigars: Further Easing of Sanctions Paves Way for Increased Business Opportunities in Cuba](#)

米国政府は 2016 年 10 月 17 日、対キューバ制裁措置の更なる緩和について発表しました。今回の制裁緩和の内容は多岐に渡りますが、とりわけ特定の業種の米国企業によるキューバでの事業活動に関する規制緩和が注目されます。具体的には、製薬事業、薬品販売事業、インフラ事業、オンライン販売を含む小売事業、農業用品製造事業、空輸・船舶輸送事業、民間航空機事業などです。このほか、キューバ産の物品の米国への輸入についての規制も一定程度緩和されています。これらの緩和策は 10 月 17 日の発表後直ちに発効しています。

今回の制裁緩和により、米国企業がキューバで事業を行う機会が拡大するものと予想されますが、一方で米国のキューバに対する制裁が全面的に解除された訳ではなく、依然として一定の規制が残ることには留意する必要があります。

Tax

米国アーニング・ストリップ最終規則の公表

[Treasury Releases Final Debt/Equity Regulations](#)

米国財務省は、2016 年 10 月 13 日、米国税法上、一定の場合に負債を資本とみなし、支払利子の損金算入を否定するアーニング・ストリップ最終規則 (以下「本最終規則」といいます。) を公表しました。本最終規則は、2016 年 4 月 4 日に公表された規則案 (以下「本規則案」といいます。) に比べ、納税者の事務負担軽減等の観点から、その適用範囲を大幅に縮小していますが、本規則案の基本的な構造自体は踏襲しています。とりわけ、日本企業を含む外国会社が米国に子会社を有する場合に、当該米国子会社が親会社その他の関連外国会社に対して負う一定のグループ内債務が、本最終規則の適用対象となり得る点は、依然注意が必要です。

本規則案の主要なルールの一つであった、特定の取引に際して発生した一定のグループ内債務を資本とみなすというルール (以下「取引ルール」といいます。) は、一定の債務が(1)一定の関連者間における株主に対する分配 (distribution) として発生した場合 (子会社が親会社に対して債務性証券を現物分配する場合等)、(2)一定の関連者間における株式取得の対価として発生した場合、又は(3)一定のグループ内組織再編に際し非適格対価 (boot) として発生した場合に適用されるものであり、本最終規則でも基本的に維持されています。また、上記以外の貸付による金銭の授受であっても、その主要な目的の一つが上記分配や取得の資金調達であったと認められる場合には、当該貸付による負債は資本とみなされる可能性があり、上記分配や取得の 36 カ月前後内に債務が発生した場合、かかる分配や取得を主要な目的としたものとみなし、反証を許さないというルールもあります。

取引ルールは、2016 年 4 月 4 日より後の日に発生したグループ内債務に対して適用されますが、2016 年 4 月 4 日より後の日で、本最終規則が連邦官報 (Final Register) に掲載された日 (2016 年 10 月 21 日) から 90 日後の日 (2017 年 1 月 19



日)までの日に発生したグループ内債務については、2017年1月19日満了直後に資本とみなされます。そのため、既存のグループ内債務を有する納税者には、取引ルールによって資本とみなされる日までに、一定の猶予期間が与えられることとなります。

また、本規則案のもう一つの主要なルールであった、一定のグループ内債務が債務としての性質を維持するために、特定の文書化及び分析が適時に行われることを要求するというルール（以下「文書化ルール」といいます。）についても、本最終規則の下で維持されていますが、適時要件の緩和等、重要な修正が行われています。特に文書化ルールの適用日が延期されており、2018年1月1日以後に発生する債務に適用されることとなりました。納税者にとっては、文書化ルールへの対応のために更なる準備期間が用意されたこととなります。

その他、2016年10月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

Antitrust

米国当局、企業の人事活動に関連して生じるおそれのある独禁法違反に関するガイドラインを公表
[U.S. Antitrust Enforcers Release Antitrust Guidance for HR Professionals and Announce Intent to Proceed Criminally Against Naked Wage-Fixing and No-Poaching Agreements](#)

Antitrust

EU裁判所、公共の無料 Wi-Fi を提供する業者に対し、著作権侵害を防止するためのパスワード導入の義務付けを示唆
[EU Court Says Public WiFi Providers May Be Required to Use Password Protection to Discourage Copyright Violations](#)

Disputes

米国連邦控訴裁判所、販売食品のラベル表記につき、“All Natural”等の表示の不当性に関する判断
[Ninth Circuit Affirms Class Decertification Order But Reverses Summary Judgment in "All Natural" Foods Label Case](#)

Disputes

オハイオ州最高裁判所、採掘権利者が放置している地下資源の採掘権を自動的に他者に移転させる法令について判断
[Ohio Supreme Court Decision Clarifies Mineral Rights in Utica and Marcellus Shale Plays](#)

Disputes

豪州連邦裁判所において、クラスアクションにおいて被告が原告団メンバーと個別に和解を行うことが容認された事例
[Federal Court of Australia Permits Respondents to Settle Individual Claims of Class Action Members](#)

Finance

EU 当局による、デリバティブ取引における買主側の決済手続きに関する義務付けの導入について
[Mandatory Clearing of OTC Derivatives in the EU—A Buy-Side Perspective](#)

General

サウジアラビアの石油戦略の変化
[Strategic Moves for the Saudi Petrochemicals Sector](#)

General

EU における科学物質の製造・輸入に関する近時の傾向
[Recent REACH Developments](#)

General

ウクライナ紛争に関連する米国の対ロシア制裁の強化
[Increases in U.S. Sanctions Related to Russia and Ukraine Signal Continued Pressure](#)

General

米国当局が暗号を含む製品に関する輸出規制を緩和
[U.S. Government Streamlines Encryption Export Controls](#)

General

米国による対ミャンマー制裁の撤廃と対イラン制裁の修正
[U.S. Government Terminates Sanctions Against Burma, Issues FAQs Regarding Iran Sanctions](#)

General

米国環境保護庁、石油・ガス由来の揮発性有機化合物の大気放出を規制する新たなガイドラインを公表
[EPA Issues Guidelines Addressing VOC Emissions from Oil and Gas Sector](#)

IP

米国における商標の選択に関する考察
[What Should I Call My Underwear? A "Brief" Analysis of the Strength of Trademark](#)

IP

米国連邦取引委員会、米国における知財紛争の状況及び知財紛争を減少させるための法整備に関するレポートを公表
[Federal Trade Commission Releases Long-Awaited Report on Patent Assertion Entities](#)